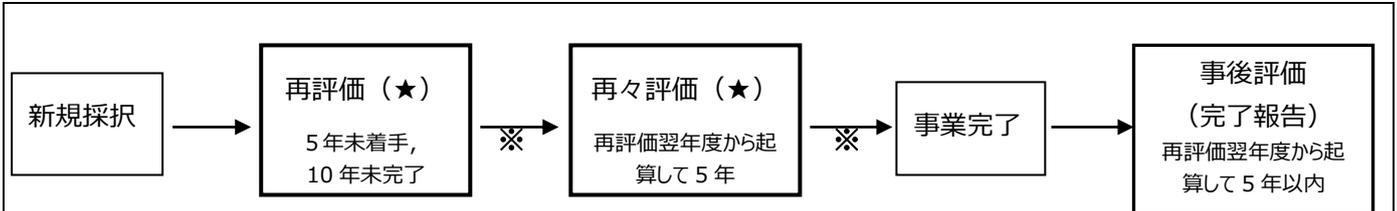


公共事業再評価及び事業箇所評価の変更点について

1. 公共事業再評価（部会意見対応状況報告）

＜公共事業再評価制度の流れ＞



★ 国庫補助事業については、所管官庁が定める期間とする。

※ 部会意見対応状況報告（要領第8条第1項）

部会から事業の継続若しくは中止等の条件または当該事業若しくは同種事業の実施に関する意見を付されたものについて、再評価を行った翌年度及び条件または意見の内容に応じた適切な年度に、部会意見対応状況報告を作成し、震災復興・企画部長に対して提出する。

1) 現状

- 再評価は、平成23年度～令和3年度まで原則休止。ただし、国庫補助事業等で、再評価の必要が生じた事業については、評価を実施している。部会意見対応状況報告及び完了報告については休止。

2) 令和3年度以降の部会意見対応状況報告の取扱い

- 評価案件に付された意見の大部分が、「当該事業若しくは同種事業の実施に関する意見」となっており、これに対して翌年度の時点では、具体的な部会意見への対応状況を示すことが難しく、形式的な報告になっていたこと、評価を休止していた10年間の状況から、部会意見対応状況については、次回の評価時（5年後）の方が、詳細な説明が出来ることから、部会意見対応状況報告については、翌年度の実施は廃止し、「事業の継続若しくは中止等の条件」を付された場合、条件に応じた適切な年度に実施することとする。

3) 要領第8条第1項（改正後）

- 部会から事業の継続若しくは中止等の条件を付されたものについて、条件に応じた適切な年度に、部会意見対応状況報告を作成し、企画部長に対して提出する。

2. 事業箇所評価

1) 現状

- 事業種別ごとの実施予定箇所の優先度について透明性を高めることにより、事業の効率性等の向上に資するため行うものとする。（規則第30条）
- 各部局が評価基準を作成し、評価実施年度の翌年度以降3年度以内に実施を予定している継続箇所及び新規箇所の順位付けを行うものであり、震災後は休止している。

2) 令和3年度以降の事業箇所評価の取扱い

- 評価休止10年間の間に、各部局において、代替手段が確立していること、全国的にも同様の評価を実施している県がわずか（当県を含めた4県のみ）であることから、事業箇所評価を廃止する。